# 令 和 3 年

# 全員協議会記録

令和3年5月12日

和 光 市 議 会

# 全員協議会記録

◇開会日時 令和3年5月12日(水曜日)

午前9時30分 開会 午後1時18分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

į	義長	吉	田	武	司	議員	副議長	Ē	待	鳥	美	光	議員
	1番	菅	原		満	議員	2 耆	F	猪	原	陽	輔	議員
	3番	熊	谷	$\equiv$	郎	議員	4 犁	F	鳥	飼	雅	司	議員
	5番	内	Щ	恵	子	議員	6 耆	<b>F</b>	齊	藤		誠	議員
	7番	伊	藤	妙	子	議員	8	<b>S</b>	富	澤	啓	$\equiv$	議員
	10番	金	井	伸	夫	議員	1 1 1 1	F	赤	松	祐	造	議員
	12番	小	嶋	智	子	議員	1 3 智	F	松	永	靖	恵	議員
	14番	萩	原	圭	_	議員	16看	F	富	澤	勝	広	議員
	17番	安	保	友	博	議員	18智	F	齊	藤	克	己	議員

# ◇欠席議員 なし

## ◇出席説明員

市 長職務代理者	大	島	秀	彦	企画部長	中	蔦	裕	猛
総 務 部 長	鈴	木		均	保健福祉部長	大	野	久	芳
子 ど も あんしん部長	斎	藤	幸	子	教育部長	寄	口	昌	宏
企画部次長兼 秘書広報課長	松	戸	克	彦	総務部次長兼 総務人権課長	亀	井	義	和
子どもあんしん 部 次 長 兼 保育施設課長	平	Ш	京	子	資産戦略課長	白	Ш	将	実
ス ポ ー ツ 青少年課長	高	橋	契	将	保育施設課長 補 佐	飯	田	真	子
スポーツ青少年 課 長 補 佐	森	谷	聡	子					

## ◇事務局職員

 議会事務局長
 喜 古 隆 広
 議 事 課 長 遠 藤 秀 和

 議事課長補佐
 本 間 修
 主 査 中 村 智 子

 主
 査 高 橋 寛 子

#### ◇本日の会議に付した案件

和光市児童センター設置及び管理条例(案)について 和光市民プール設置及び管理条例(案)について 各委員会及び議会外構成各種委員等の改選について その他

- **〇吉田武司議長** ただいまから全員協議会を開催します。 初めに、市長職務代理者より挨拶をお願いいたします。
- ○大島市長職務代理者 おはようございます。

議員各位におかれましては、平素から市政推進に対しまして格別の御理解と御協力を賜り、 厚くお礼を申し上げます。また、本日は全員協議会を開催していただきまして、誠にありがと うございます。

さて、先ほど紹介がありましたが、5月9日から市長不在の間、私のほうで職務代理を務め させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日の議題の説明に入る前に、皆様に情報提供をさせていただきたいと思います。本日の朝日新聞、朝刊ですが、それに和光市のワクチン接種に関する記事が掲載されております。タイトルが「ワクチン2,500人分余る、和光市近隣に譲渡へ」というセンセーショナルなタイトルの記事が載っております。内容につきましては、65歳以上の高齢者向けのワクチン、県を通じて国のほうにワクチンを要望するのですが、第1回目に要望したものが希望量の3分の1しか届かなかったと。それを踏まえて第2回目については、新聞にも出ているのですが、ちょっと言葉が悪いのですが、少しふかして余分に要望したと。それが実際は、ある程度の量が余分に配分されてしまって、和光市で65歳以上の方に2回全部接種したとしても余る分、2,500人分が余ってしまいました。

それについて県に相談をいたしました。県のほうから国へ話が行ったのかどうか分からないのですが、今月6日付で厚生労働省のほうから、自治体間の融通を認めますよという通知が出されております。それを踏まえ、和光市の担当部局で近隣の自治体と調整をしまして、結果的に一番早く受け取るという判断をしていただきました所沢市のほうに、ワクチン2,500人分を融通したという内容でございます。

これの背景にあるのは、今、国のワクチンの配布計画が明確に立たない中で、自治体間で、 どうしてもこういう傾向が出てしまうというのが背景にあるという内容になってございます。 和光市だけでなく他の自治体でも同じような事例があるということも記事の中に記載されております。何か不正を働いたとかいうことではなくて、必要な量を確保しようということで結果的に余分なものが出てしまったということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、本日の全員協議会では、本年12月4日のオープンを目指しまして、鋭意整備を進めております広沢複合施設の児童センター及び市民プール設置及び管理条例(案)に対するパブリックコメントを実施いたしました。その結果がまとまりましたので、それぞれの施設の概要と併せて御説明をさせていただきたいと存じます。

また、6月議会には、この設置及び管理条例案と併せまして、指定管理者の指定の議案についても上程をする予定となっております。

それでは、詳細につきましては担当部長から順次説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

**〇吉田武司議長** ありがとうございました。

本日の案件は、和光市児童センター設置及び管理条例(案)についてと和光市民プール設置 及び管理条例(案)について、各委員会及び議会外構成各種委員等の改選について、その他に なります。

初めに、和光市児童センター設置及び管理条例(案)について説明願います。 斎藤子どもあんしん部長。

○斎藤子どもあんしん部長一設置及び管理条例案のパブリックコメントの結果の御説明をさせていただきます。

このたびのパブリックコメントでは、和光市総合児童センターの施設概要と本年12月4日のオープンに条例施行日を合わせた和光市児童センター設置及び管理条例案について実施いたしました。

児童センター及び市民プールの建物につきましては、鉄骨造2階建てで、建築面積は2,068.67㎡、児童センター部分の延べ床面積は共有部分を含めて1,694.38㎡となっております。 パブリックコメント関連については、市民プールと合同でパブリックコメントを4月5日から約1か月間、4月17日には庁舎合同説明会を開催したほか、4月17日から5月5日までオンライン説明会を配信いたしました。

児童センターについては、利用者の年齢層を踏まえ、北と南の子育て世代包括支援センターでも説明会を実施したところでございます。

なお、4月末現在の建築工事進捗率は約40%となっており、12月4日のオープンに向けて急 ピッチで工事を進めております。

このたびのパブリックコメントの結果、また議員の皆様の御意見を拝聴し、総合的な見地から調整を図り、6月議会に和光市児童センター設置及び管理条例議案と併せて指定管理者の指定の議案の上程を予定しております。

それでは、和光市総合児童センターの施設概要と和光市児童センター設置及び管理条例案の パブリックコメントの結果の詳細につきましては、平川保育施設課長から御説明をさせていた だきますので、よろしくお願いいたします。

- **〇吉田武司議長** 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** それでは、和光市総合児童センターの施設概要と和光市児童センター設置及び管理条例案のパブリックコメントの結果について説明させていただきます。

まず、施設概要から御説明いたします。

パワーポイント資料1ページを御覧ください。

規模につきましては、ただいま部長が申し上げたとおりで、位置は赤で囲んだ部分でございます。

2ページを御覧ください。

施設の1階は幼児から楽しめるキッズルーム、相談室、静養室等を設置するほか、外にはプレーパークを常設します。キッズルームに、存続希望が多かった旧児童センターにございましたドライブシミュレーターを設置し、また空間を生かした大型遊具を置きます。

3ページを御覧ください。

2階にはベビースペース、授乳室、ティーンズルーム、音楽スタジオ、シアターアリーナなどを設置いたします。

2階のキッズルームには旧総合児童センターのモザイク壁画を設置し、音楽スタジオは防音 完備でバンド演奏もできる設備を用意いたします。

また、広沢複合施設のコンセプトを踏まえ、児童センターの閉所時間である午後7時以降は、 18歳以上の方が音楽スタジオやシアターアリーナを使える仕組みにいたします。これについて は後ほど御説明いたします。

4ページを御覧ください。

駐輪場は総合児童センターの敷地内に25台分、そのほか広沢複合施設内立体駐車場のところに89台分を御用意いたします。昨今の自転車の形状の多様化を勘案いたしまして、限られた敷地を有効に使用するため、駐車ラック等の設備は置きませんが、台数に応じて増設調整できるようにいたしたいと考えております。

以上が新たな総合児童センターの施設の概要となります。

続きまして、和光市児童センター設置及び管理条例案のパブリックコメントの結果について 御説明いたします。

5ページを御覧ください。

期間は4月5日から5月5日の31日間、対象者や設置場所につきましては御覧のとおりとなっております。

説明会は4月17日の合同説明会に3名、4月20日、北子育て世代包括支援センターの説明会に31名、22日の南子育て世代包括支援センターの説明会に40名の方に御参加いただきました。 説明会に参加された方々を含め、23名の個人の方と1団体の方から多くの御意見、御質問を頂いたところでございます。

説明会での主な意見といたしまして、児童センターについては、「開館当初に市内優先ですとかコロナ対応に伴う入館制限などを設けるのか」、「電子ピアノではなくグランドピアノを設置してほしい」、「土足ではなくくつろげるスペースを設置してほしい」「音楽スタジオやアリーナは中高生に限るのではなく、中高生の前段階から利用できる工夫をしてほしい」「プレーパークは雨でも遊べるのか」などの御意見、御質問を頂いております。

駐車場、駐輪場に関しましては、「台数が少ないのではないのか」「駐車場は無料にならないのか」、また「無料時間を延ばしてほしい」「児童センターの区分けはしないのか」などの御意見を頂いております。

これらの意見とパブリックコメンの意見を条例に反映すべきもの、運用で実施すべきもの等、 精査しながら、頂いた意見をなるべく活用する形で現在は検討しているところでございます。

現在のところ、そのパブリックコメントの意見では「フットサルをしたい」「バスケットゴールを設置してほしい」といった具体的な運営に係る要望ですとか、駐車場、駐輪場の御意見が多いことから、条例には反映せずに、なるべく意見を生かした運用ができないかという点で検討しているところです。

6ページからは条例案の説明になります。

パブリックコメントでは条例案を分かりやすい表現に努め、変更する主要な部分を説明して まいりました。

まず、条例第6条関係の開所時間につきましては、今までより長くし、午前9時から午後7時までにし、第7条関係の休所日につきましては、第2・第4木曜日と年末年始として、開所日を増やします。開所時間と開所日数を増やすことで、安全を確保しつつ児童の居場所を充実したいと考えております。

次に、第8条関係になりますが、利用者について原則18歳までの児童、児童同伴の保護者や研究者等になります。さらに、17時以降は、児童センターの運営に支障のない範囲で音楽スタジオとシアターアリーナに限り、一般の大人の方も御利用いただけるようにします。世代交流によるにぎわいや多世代における快適な生活等の広沢複合施設のコンセプトを実現するための取組として導入を考えております。

#### 7ページを御覧ください。

こちらは事業になりますが、条例では第3条関係となります。事業は3つの柱に基づきまして、児童や親子が楽しく過ごせる様々な遊びや活動、イベント等を実施いたしたいと考えております。これまでの児童センターは、小学校までの児童を中心に事業展開してきましたが、新たな総合児童センターでは、中高生にとっても魅力ある居場所づくりになるよう積極的に取り組んでいきたいと考えております。

一例ではございますが、シアターアリーナでは、自由に利用できる時間帯を担保しながら、 仲間づくり事業として、卓球、バスケットボールのほか、中高生が興味を持つようなAR技術 を使ったテクノスポーツも導入する予定になっております。

#### 8ページを御覧ください。

条例では第9条、第10条関係になる利用方法となります。基本的には従来と同じ利用方法で、入り口で簡単な受け付けをして入館いたします。午前9時から午後7時までは、18歳未満の児童及び同伴保護者は無料となります。午後7時から午後9時までは、シアターアリーナと音楽スタジオに限り、一般の方々が有料で利用できることといたします。こちらは条例では第14条になります。

時間単位は1時間といたしまして、市内在住、在勤、在学の方は音楽スタジオが1室当たり 500円、シアターアリーナでは全面で個人が300円税込み、団体では3,850円税込みを上限とし て、この額を条例に定めます。その範囲内で指定管理者が市長の承認を得て設定するというふ うに考えております。

なお、市内の障害をお持ちの方は利用料金を免除する予定です。

個人での利用は、券売機で利用券を購入し、受付に提示をしていただく。団体利用につきましては、和光市公共施設予約システムで予約をしていただき、納付期限までに施設の窓口で納付していただく予定でございます。

なお、現在、個人利用においても、システムで利用状況の確認まではできるように調整をしております。

9ページにつきましては、児童センターの利用に当たってのルールで、条例では第11条から 第13条、また第18条から第20条関係に規定するものでございますが、内容的にはこれまでと同 様となっております。

管理運営者は、6月定例会に指定管理者の指定の議案も上程いたしますけれども、PFI和 光市広沢株式会社で、実際の運営に当たるものは構成員の株式会社ティップネスを予定してお ります。

児童センターの設置及び管理条例に係る説明は以上となります。

**〇吉田武司議長** ありがとうございました。

以上で説明が終了しました。

各議員に申し上げます。本日の2件の案件につきましては、6月定例会に上程される予定の 議案になりますので、そのことを踏まえた上で質疑を願います。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

- ○赤松祐造議員 ちょっと表紙を見ていただきたいのですが、和光市総合児童センター、過去にもここの広沢にあったのは「総合児童センター」という言葉を使っていました。下新倉児童館とかもあるのですが、この条例が「和光市児童センター設置及び管理条例」、中にも「総合」と「児童センター」がばらばらに出ているので、和光市総合児童センターの条例であるならば、「総合」がついたほうがよろしいのではないかなと思うのですが、それは何か意味があるんでしょうか。
- **〇吉田武司議長** 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** 条例名につきましては、あくまでも法令にのっとった「児童センター」 という名称を使わせていただいております。第2条で名称及び位置を規定させていただいてお りまして、そちらで「和光市総合児童センター」と規定をさせていただいております。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **〇赤松祐造議員** そうすると、この設備は市民に対しては「総合児童センター」で統一されるでいいんですね。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。

- ○平川保育施設課長 はい、そのとおりでございます。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 8ページ、シアターアリーナ利用料金ですが、個人300円、団体3,850円ということが盛り込まれています。シアターアリーナを個人で借りた場合、個人1人が専有できるのか、別々の個人で定員があって300円なのか。300円で全部借りたら大した専有になるのですが、その辺が何か盛り込んでいるところあるのでしょうか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- ○平川保育施設課長 個人の利用方法につきましては、個人の開放日という日を設けたいと考えております。そこで、個人の方は開放日に御利用いただく。なので1人が専有するのではなく、開放日にそれぞれ御利用いただくことを想定しております。

また、利用料金ですけれども、あくまでも300円は上限でございます。予定といたしましては、市内の方は1時間150円を予定しています。

- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 午後7時まではみんな無料ですが、午後7時を過ぎた場合300円で、コロナとかいろいろあるので定員が必要だと思うのですが、やはり定員の基準をつくっておいた方が、密集にならない。多く来れば来るほど営業利益は上がるのですが、考えていたほうが私はいいと思います。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** 御指摘のとおり、当然人数の上限というのを設けた中での運用となる予定でございます。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 あと団体ですが、団体は2人以上が団体なのか、団体の定義というのが必要だと思うのですが、どのように考えていますか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** 御指摘のとおり、統一というのは大切な視点だと思っておりまして、5 人以上を団体という形で予定はしているところでございます。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 5人で登録しておいて、実際のところよく見ると1人2人で利用する場合もあるので、その辺ひとつよろしくお願いします。
- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- ○鳥飼雅司議員 2ページ、総合児童センターの施設概要の相談室とあるのですが、この相談室は誰でも周りを気にせず気軽に落ち着いて相談できる部屋となっていますが、ここの相談室を借りるときは何か予約をするのか、相談室の目的というか、もう少し詳しく教えていただきたいんです。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。

- **〇平川保育施設課長** 想定としては、ネウボラまではいかない、重要ではないが、やはり人目を気にせずに児童厚生員に相談したいという利用者の方々を想定しているものでございます。
- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- **〇鳥飼雅司議員** キッズルームとかに遊びに来ている保護者同士がちょっと静かなところで話 したいといったときに相談室を使うことは可能なのかどうか教えてください。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** 基本的には、その隣に集会室を設けておりますので、そちらの御利用を 御案内する形にはなると思います。
- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- **○鳥飼雅司議員** あともう1点、相談室の広さは6畳とか8畳とか、どれくらいの大きさなんでしょうか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- ○平川保育施設課長 8平米程度となっております。
- 〇吉田武司議長 金井議員。
- **〇金井伸夫議員** 2のところの団体利用の利用料金の支払いですが、キャッシュレス決済はできるのでしょうか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- ○平川保育施設課長 調整中になってございます。
- 〇吉田武司議長 金井議員。
- ○金井伸夫議員 いずれにしても窓口で決済するということでよろしいでしょうか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- ○平川保育施設課長 基本的には窓口でお支払いしていただくことになります。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **〇赤松祐造議員** 前の総合児童センターにあった輸入したカリョンベル。あれは温浴施設の上につくと聞いているのですが、具体的にどの辺につけて、それはわいわい広場の人が見えたり聞こえたりするのか教えてください。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** 御指摘のとおり、カリヨンベルにつきましては温浴施設の屋上に設置を して、御覧いただけるとしたら駐車場から見られるという形になると思われます。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 まだつけていないのであれば、本当に文化度の高いドイツかイタリアから輸入したものなので、本当は子供がわいわい広場から見られれば技術的なことあるかも分からないんだけれども、本当は児童センターの上にあるほうが私の希望なんです。駐車場の上じゃね。その辺、副市長、技術的にできるかどうかいかがですか。
- 〇吉田武司議長 大島市長職務代理者。

- ○大島市長職務代理者 既に設計も終わって、もう工事の段階に入っておりますので、今から 設置箇所を移すとなると、屋根の荷重の設計とか全てやり直すということになります。現時点 では非常に難しいのかなと思っております。何らかの形で、直接見えなくても、そういうもの があるんだということを PR するような情報発信には努めてまいりたいと思っておりますので、 御理解のほどよろしくお願いいたします。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **○赤松祐造議員** 鐘は置くだけではなくて、1日何回かちゃんと鳴らして、例えば始まりなのかお昼なのか、3回か4回か分かりませんけれども、いいタイミングで鳴らしていただきたいです。その辺はどのように考えているのか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** ベルは鳴らす予定になっております。その回数というのは、やはりベルは大きい音ですので、調整しながら行ってまいりたいと思っております。
- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- ○鳥飼雅司議員 和光市の総合児童センター概要(その4)、4ページのところ。立体駐車場が272台で1時間無料というところで、パブリックコメントの意見で「駐車場は無料にならないか」というところの御説明でもあるように今回はこのままで、条例など進めていくということですが、実際に児童センターを利用する人は、1時間遊んで、じゃ帰りますということって、多分そうそうないと思うんです。二、三時間は遊ぶんじゃないかなと思うのですが、そこら辺は議論されたのか、詳しく教えていただきたいのですが。
- 〇吉田武司議長 白川資産戦略課長。
- **○白川資産戦略課長** 駐車場の料金につきましては、基本計画策定の時点から持続可能な財政 運営を目指していくという観点から、有料化も視野に入れて検討が行われてまいりました。確 かに議員のおっしゃるとおり、駐車場代が無料であれば、私も非常にうれしく思うのですが、 やはり先々までの事業の継続性を考えた場合に、今回この駐車場は民間企業が数億円の投資を して整備していただきまして、そこで当然、受益者負担の中で駐車場料金が発生するという。 この1時間無料につきましても、かなり企業努力していただいていますので、基本的にはこの 方向で進めさせていただきたいと考えております。
- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- **〇鳥飼雅司議員** 企業の方の努力は分かるのですが、この設定というのは、近隣市の例えば戸 田市、朝霞市等々の駐車料金や、公共施設の料金とあまり食い違いはないんですか。
- 〇吉田武司議長 白川資産戦略課長。
- **○白川資産戦略課長** こちらの料金につきましては、近隣市との兼ね合いというよりは近隣地域との兼ね合いになってくるかとは思います。実際、朝霞市等々では駐車場無料のところも非常に多いとは思うのですが、逆に都内であれば全て有料ですし、戸田市の児童センターであれば、駐車場の設定自体が民間駐車場を使用する形になっておりますので、その辺を鑑みても、

それほど突飛した金額ではないと考えております。

- 〇吉田武司議長 安保議員。
- **〇安保友博議員** 3ページ、シアターアリーナ、音楽スタジオの夜間利用についてですけれど も、かねてから和光市では人が集まって何かイベントをやる空間がなく、また9時で閉まると いうことで、施設の利用に関して、10時まで使えたほうがいいという声が大分あったのですが、 それを含めて10時までという時間の設定はできなかったのか伺いたいと思います。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- ○平川保育施設課長 パブリックコメントの御意見とか説明会での御意見では、そういった10 時までの延長という御意見は頂戴はしていなかったので、貴重な御意見を頂いたなと思っております。基本的には児童福祉施設である中で、やはりそこの7時から9時までの分、7時以降については児童福祉施設の管理運営に支障のない範囲で設定させていただいた2時間というふうに捉えておりますので、御理解いただければと思っております。

また、そういった御意見が運用上やはりどうしても市民にとって有益であるとか、社会情勢 等の中でどうしても必要になってくる場合では、適宜、検討しながら運営はしていきたいと考 えております。

- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **〇赤松祐造議員** 駐車場は駐車場の料金の問題ありますけれども、駅の北側からここに来るのには車か循環バス、または自転車で来るようになるので、和光市の循環バスの設備とは別に、 児童センター前にバス停というか、そういうことは考えているんでしょうか。
- 〇吉田武司議長 平川保育施設課長。
- **〇平川保育施設課長** 御意見ありがとうございます。児童センターについて、地域の中での子供の施設という観点では、そういったところまではやっていない事業になっております。今後の運営の中で、そういった御意見の視点というものも踏まえながら運営はしていきたいと考えております。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 やはりここは総合児童センターですから、和光市全域の子供たちが、広沢地区、または本町地区の子どもだけでなくて、西、南、北、全部がここに来られるような利便性をやっぱり運営上考えておく必要があると思いますので、その辺をぜひ考えておいていただきたいと思います。これは要望です。
- **〇吉田武司議長** ほかに質疑はございませんか。

[「なし」という声あり]

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午前10時05分 休憩)

再開します。(午前10時07分 再開)

次に、和光市民プール設置及び管理条例(案)について説明願います。

寄口教育部長。

**〇寄口教育部長** それでは、和光市民プールの施設概要と市民プール設置及び管理条例案のパブリックコメント実施について説明させていただきます。

和光市民プールは、市民の皆様のスポーツ振興と健康増進、体力向上に資するため、また近隣小・中学校2校の水泳授業にも対応すべく、本年12月4日のオープンに向けて着々と建設工事が進められております。

児童センター及び市民プールの建築面積につきましては、先ほど子どもあんしん部長から説明がありましたとおり2,068.67㎡で、市民プール部分の延べ床面積につきましては、児童センターとの共用部分を併せると1,865.12㎡になります。

パブリックコメント及び説明会についてですが、先ほど子どもあんしん部長から御説明したとおり、合同で4月5日から5月5日までパブリックコメントを実施、また4月17日には同じく合同で施設概要と設置管理条例の説明会を実施、その日から5月5日までオンライン説明会も配信しております。

本日は、パブリックコメントの結果を御報告させていただき、総合的な見地から調整を図り、 6月議会に上程することを予定しております。

それでは、詳しい市民プールの概要と和光市民プール設置及び管理条例案のパブリックコメントの結果につきまして、高橋スポーツ青少年課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- **○高橋スポーツ青少年課長** 和光市市民プールの施設概要と併せまして、市民プールの設置及び管理条例(案)のパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果について御説明させていただきます。

お配りさせていただきましたパブリックコメントの資料「和光市民プール設置及び管理条例 (案)」の市民説明会について意見概要を追記させていただきましたので、この資料を基に説明させていただきます。

初めに、和光市民プール施設概要1ページを御覧ください。

施設概要につきましては、市民プールとする施設名称について、和光市総合児童センタープールの検討委員会から平成26年1月の報告がありました。当時の市民プール、児童センタープールの利用について、子供より大人の利用者のほうが多かったこと、また老若男女問わず利用できる施設であることから、「市民プール」と名称をいたしました。

設置場所については、記載のとおり和光市広沢 1 番 5-54 号、広沢複合施設における北エリアに位置し、総合児童センターと同一施設になります。

市民プールの施設の建物構造については、鉄骨造2階建ての吹き抜け構造になります。プール施設の建物は、縦が50.72m、横が41.875m、高さが9.652mで、床面積は1,534.03㎡、共有部分が331.09㎡。合わせますと先ほど部長が説明したとおり1,865.12㎡になります。児童セン

ターを含んだ延べ床面積合計については、3,262.2m²となります。

開設につきましては本年12月4日を予定しており、オープン記念式典は広沢複合施設全体で 実施できるよう、業務契約を締結しているPFI和光市広沢株式会社による対応として現在調整、検討を図っています。

次に、和光市民プールの施設概要(その2)を御覧いただきたいと思います。

市民プールは施設1階に設置されており、共有スペースには下足コーナー、エントランスホール、救護室、男女トイレ及び誰でも使える多目的トイレ、飲料水などの自動販売機、施設の管理を行う事務室、用具管理倉庫を配置してまいります。

プール内の施設につきましては、男女の更衣室、障害者用の更衣室、男女の更衣室内のトイレを設置するとともに、プールへの入水前または出水後のシャワー室、大プール及び大プールに入るスロープ、小プール、冷えた体を温める採暖室、あとは疲れた体を癒やすジャグジー、プール内の男女のトイレ、それと監視員室と用具保管室、学校用の更衣室を配置してまいります。

大プールの大きさについては、長さが25m、遊泳コースの幅が各2.25mで7レーンございます。合わせますと15.75m。深さについては最大で1.2mを想定しております。利用に応じて床全体が上下稼働して深さが調節可能となっております。

水中床面には各レーンの誘導線とプールの中央を示す青いラインを表示し、折り返し及びゴール地点の手前5mのところに赤ラインの表示をします。

小プールについては、縦10.15m、幅9m、深さは60cmを想定しておりますが、オーバーフローを除きますと57cmになります。

プール水槽や機械設備については、腐食しにくいステンレス製の製品を使用しまして、漏水 防止対策を施すとともに、予防保全のため施設の点検整備、修繕、設備類の更新などを含めま してメンテナンスについてPFI事業において取り組んでいく予定でございます。

プール施設内の内装としまして、シャワー室からプール室までの床材には少し凹凸のあるタイル材にて転倒防止を施します。また、プールの水際、スロープ、段差、排水溝などにはタイルの濃淡をつけ、視覚的な注意喚起を促してまいります。

施設全体の天井、柱、壁、床などの色彩については、汚れの付着しづらい素材を用いるとと もに、落ち着いた色調でありながらも清潔感のある明るい発色にするよう、工事業者と調整し ております。

なお、広沢小学校及び第二中学校の水泳授業にて市民プールを使用する予定でありますが、 小・中学校とPFI和光市広沢株式会社、資産戦略課と利用体制について協議を行っており、 今後、教育総務課、学校教育課、スポーツ青少年課も加わりまして詳細を詰めてまいります。 和光市民プールの施設概要(その3)を御覧いただきたいと思います。

広沢複合施設全体配置と駐輪場、駐車場となっており、こちらは先ほど子どもあんしん部、 また保育施設課のほうで説明いただきました共通事項となりますので、割愛させていただきま す。

プール施設概要については以上です。

次に、パブリックコメントの結果を報告させていただきます。

5ページを御覧ください。

実施期間については、令和3年4月5日から5月5日まで実施いたしました。

意見を頂く対象者は、市内の在住・在勤・在校の方、また市内事業所を所有する個人または 法人の方、納税義務者、本件に対しまして利害関係のある方とさせていただきました。

設置場所は、市庁舎の行政資料コーナー、スポーツ青少年課、議会事務局、外部施設は図書館の本館、下新倉分館、各公民館3館、スポーツ施設の総合体育館、運動場、和光スポーツアイランドに設置させていただくとともに、ホームページに記載させていただきました。

意見の提出方法は、児童センターと市民プールで書式を分けて、各所管課のほうに持参、郵送、ファクス、メール等で提出をお願いいたしました。

パブリックコメントの説明会は、総合児童センターと市民プールの合同説明会とさせていただき、4月17日土曜日、午後2時から市役所5階502会議室で実施させていただきました。参加者は在住・在勤の方が3名来場され、説明会での質問については資料に記載したとおり、施設や設備、また利用体制、料金、オープンイベントはどうなのかという御意見を頂いたところでございます。

説明会以外での御意見といたしましては、ファクスが2件、持参が1件寄せられており、プール施設に関するものとして専用利用、利用料金の減免・割引などはないのか、利用方法の質問を頂きました。そのほか広沢複合施設全体に関わるものとして、他の施設との共通割引、駐車場の料金に対する意見を頂いております。

貴重な御意見については、条例に反映すべきもの、また運用面で実施すべきものなど分類し、 対応内容について確認をさせていただき、極力生かす形で現在検討しているところでございま す。

次に、和光市民プール設置及び管理条例(案)の概要について①・②の資料を御覧ください。 この条例については、条例第1号の「スポーツの振興を図り、市民の健康増進と体力向上に 資することを目的」としています。

条例の概要といたしましては、第6条の開館時間、午前9時から午後9時まで、第7条休館 日は、第2・第4の木曜日及び年末年始、第13条利用料金は市内の在住・在勤・在学の大人の 料金を最大上限額として450円、中学生以下とする子供は230円、専用利用は団体利用になりま すが、1コース5,400円としております。

市外の利用については、大人、子供並びに専用料金は市内料金の倍額を想定しています。

利用料金の設定については、近隣市のプール利用料金を調査するとともに、利用時間や利用条件などを複合した中で考えられる上限額として定めたものになりますが、今後、社会情勢や物価水準などを含めた中で市民の皆様が利用しやすい料金体系の設定を調整してまいります。

1回の利用時間は近隣施設と平準化を図るために、個人及び団体専用とも2時間とさせていただいておりますが、利用時間の混雑する場合など条件によりますが、個人利用については延長利用を可能とする予定です。

利用方法について、個人利用の場合は施設内の券売機で利用券を購入していただき、受付に 提示することで利用可能となります。団体などの専用利用は公共施設予約システムにて手続が 必要となります。

次に、和光市民プール設置及び管理条例(案)の概要について③を御覧いただきたいと思います。

市民プールの利用方法の策定及び利用者への周知については、近隣施設の利用上のルールの 状況を調べるとともに、PFI事業者と担当課、政策法務担当等に情報共有を図りながら、市 民プールの施設及び設置管理条例の施行規則、実際の施設の利用者に対する提示の基準を明記 できるよう協議を行っているところでございます。

公共施設の利用で、他の利用者に迷惑行為となる施設の利用にふさわしくない行為、汚損または破損の行為、営利行為、利用運営に支障を来す行為など、社会的な道徳観念や倫理観に反する行為は禁止する予定です。利用者の皆様にまずは事故がないこと、けががなく、楽しく利用できるよう利用上のルールを定めてまいります。

以上が市民プール設置概要の条例案を含めたパブリックコメントの結果となります。

この全員協議会で、議員の皆様から御意見をいただき、総合的な見地の下に調整してまいりたいと思います。市民の皆様、企業や学校、子供、大人、誰もが健康で楽しい時間が過ごせる場所となるよう、和光市民プール設置及び管理条例を6月議会に上程させていただきたいと考えております。

なお、市民プールは広沢複合施設の一環施設であることから、平成31年3月18日に決議いただいた広沢複合施設業務契約締結事業者、PFI和光市広沢株式会社の構成員である株式会社ティップネスが実際の管理運営を担う予定となっており、こちらの指定管理者の議案も併せて6月議会に上程させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**〇吉田武司議長** 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

富澤啓二議員。

- **○富澤啓二議員** 7ページの管理条例案の利用上のルール、1の①、「公の秩序または善良な 風俗に反するおそれがある」、この判断基準をちょっと確認したいのですが、例えば入れ墨も しくはタトゥー、今ファッション性としてタトゥーを入れている方々も多数いると思いますけ れども、どこで判断するか、そのあんばいというのは把握されているんでしょうか。
- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- **〇高橋スポーツ青少年課長** 公序良俗の範囲というのは、お客様の利用の仕方によっていろいる問題等あると思いますけれども、まずは目視確認、現状を確認した上で判断させていただき

たいと思います。

また、タトゥー、入れ墨等がある場合については衣服等、マリンスーツみたいなもので隠していただくとか、そういう形での利用は可能であるというふうには考えております。

また、お客様がプールに入る形の中でいろいろな水着がございますので、そちらについても、 あまり過度なものでなければ利用を許可しようと考えております。ただ、そのときの判断によ りますので、今後利用する中で、またその都度考えてまいりたいと思います。

- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 運営する指定管理者への運営基準、1つは水の浄化基準や衛生管理、殺菌とか塩素濃度、いろいろあると思うんです。そういう基準はつくっていらっしゃるんですか。というのは、中にウイルスではないですが、水が汚染した場合の基準、そういう指定管理者へ管理基準というのはつくっているのでしょうか。
- 〇吉田武司議長 寄口教育部長。
- **〇寄口教育部長** 水質に関しては国の法律や基準がありまして、厚生労働省や文部科学省で、 小学生、中学生も使いますので、そういったプールの水質に関する基準というのがあります。 それを全種クリアするような方向でやるということになっております。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- ○赤松祐造議員 その都度サンプリングしてやるのか、自動的に塩素を添加するのか、そういう設備になっているのか、教えてください。
- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- **〇高橋スポーツ青少年課長** 水質に関しては、24時間ろ過装置を回してございます。また、定期的な水質基準という形で、管理に従事される職員の方が定期的に必ずサンプルを取りながら水質管理を確認をしてまいります。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **○赤松祐造議員** 特にこのジャグジープール、温泉で多くの人が入るところだから、その水質 管理はよくしないと、朝霞市のほうでもこれでストップということがありましたから、その辺 もひとつお願いしたい、いかがですか。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- **○高橋スポーツ青少年課長** 大プール、小プール並びにジャグジーについて、順次排水のところに、ごみ取りみたいなネットを設置するとともに、ろ過装置で全て回しますので、水質基準については徹底させていただきます。
- 〇吉田武司議長 安保議員。
- **〇安保友博議員** 確認ですが、大プールの可動床、故障した際に誰が、どういうふうに負担するのかという話はされているんでしょうか。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 大プールの脇に点検口みたいなものがあるのですが、その下に点

検用通路みたいなものがございまして、そちらで配管並びに設備のほうは全て目視確認、メン テナンスの中で点検できる形になっております。

また、大プールの床可動についても、塩素等で腐食しないように、前回のプールが漏水事故がございましたので、精密製品を使うとともに万全を期してまいります。

- 〇吉田武司議長 安保議員。
- **〇安保友博議員** 聞きたいのは、機械だから故障する可能性はあると思うのですが、そうした ときの費用負担についてはどうなっているかということです。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 こちらの補償については、基本的に設計の段階からメンテナンスも含めた形で保全措置をPFI事業者で行うという形になりますので、修理、維持管理、こちらも大々的な修理はできた当時はないと考えておりますので、こちら全てPFI事業者で負担する形で考えております。
- 〇吉田武司議長 松永議員。
- **〇松永靖恵議員** チャレンジド更衣室の件ですが、チャレンジド更衣室が幾つあるかということと、広さ的に車椅子が入れるような広さがあるのか伺います。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- **○高橋スポーツ青少年課長** チャレンジド更衣室は1つになります。こちらは、様々な身障者の方、また車椅子が入れないと困りますので、スペースについては、大きさは奥行き4mほど、幅が2mほどの大きさになります。こちらは車椅子も回転できる大きさになっております。
- 〇吉田武司議長 松永議員。
- **〇松永靖恵議員** 位置的には、例えば男性の更衣室と女性の更衣室の間というような位置にあるんでしょうか。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 場所的にはエントランスを入っていただいて正面の左側になりますが、監視員室の脇になります。事務室からも見える形になりますが、こちら着替えていただいて、すぐプールに出られるような形になっております。一般の方については男女の更衣室を通り、シャワー室を通っていただきますが、こちらの障害者の方についてはそんな迂回なく、直接プールに入れるような形で配置をしています。
- 〇吉田武司議長 伊藤議員。
- **〇伊藤妙子議員** 監視員室というお話があったのですが、監視員の設置とか、安全対策について、防犯カメラなどの対策についてはどのようになっていますでしょうか。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- **○高橋スポーツ青少年課長** 大プールの四隅に防犯カメラを設置させていただくとともに、小プールも見える防犯カメラを計5台、プール内に設置します。また、監視員は常時2名ないし4名が必ずついていただいて、2名は着座にて高い位置で見ていただく、2名については順次

プール内を動いていただくという形で、死角のない安全対策を図る予定でございます。

- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **○赤松祐造議員** 利用する場合、朝霞市の「湯~ぐうじょう」は1,000円券とかカードで入っていくのですが、この当和光市民プールは毎回現金なのか、スマホで入れるのか、キャッシュレスなのか、その辺考えているのか。または回数券があるのかね。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- **○高橋スポーツ青少年課長** 基本的には券売機についてはコイン式になりますが、今キャッシュレス決済についても検討していただいているところでございます。
- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- ○鳥飼雅司議員 5ページの開館時間のところ、設置及び管理条例案の概要についての1のところ。午前9時から午後9時というのは基本的なベースだと思うのですが、学校のプールが始まったとき、プールの授業がある時間となると、そこら辺はやっぱり短縮するわけですよね。市民に対しての周知というのは、システムというか、予約するときに分かるようになっているのですか。この時間は使えませんよという、周知の仕方はどう考えているのか確認させてください。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 学校利用については、学校の授業が8時半から始まる等ございます。また、プールの授業の時間が2時間とかという形で2クラス、3クラスで動く予定です。 どうしても時間が足りなくなる部分がございますので、そちらのほうはティップネス、運営管理を行っていく業者とも話しまして、学校教育課、教育総務課、各小・中学校、広沢、二中とも協議しておりますが、授業枠については前後する形で考えております。

また、お客様に見やすいように団体専用については予約システム、また個人利用については ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

- 〇吉田武司議長 鳥飼議員。
- ○鳥飼雅司議員 利用者の方は、多分1年通して何曜日のこの時間に使うというのが大抵多分サイクルとして決まってくると思うのですね。周知の方法をしっかりとホームページであったり、広報であったり、学校が始まるからこの時間は使えませんよという周知の仕方は、小まめに検討していっていただきたいと要望しておきます。
- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **○赤松祐造議員** これが動き始めると、利用者からいろいろな意見がまた上がってくると思うのです。その場合、ティップネスにする人もいるでしょうし、恐らく市のほうにいっぱい上がってくる。市長の手紙とか、そういう苦情だとか処理を市が受けて、指定管理者への連絡の仕方、クイックレスポンスが必要だと思うが、それはどのような形、1週間に1回なのか1か月に1回なのか、その都度なのか、その辺どのように考えているのか聞かせてください。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。

**○高橋スポーツ青少年課長** 指定管理業務になりますので、定期的な情報共有、報告を頂く必要はございます。現在、総合体育館においても毎月、定例会を行っておりますので、プールも児童センターも併せて同じ業者が指定管理になる予定ではございますが、定期的な報告、または逐次の市民からの利用についての要望、苦情についてどう対処していかなければならないのか、こちらは適宜やっていきたいと考えております。

また、保育施設課との情報共有もありますので、適宜対応させていただきたいと思います。

- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **〇赤松祐造議員** お客さんがずっと永続的に使ってもらうためにすごく大切になってくると思 うのです。ティップネスに言ったらティップネスのほうで対応するのか、市役所のほうに報告、 このように対応しましたとか、全部市に相談してやるのか、その辺はいかがですか。
- 〇吉田武司議長 高橋スポーツ青少年課長。
- **○高橋スポーツ青少年課長** 基本的に施設の運営管理については指定管理者に権限を委任する 形になると思いますが、やはりこの社会情勢の事情の中では、いろいろな問題が出てくると思 います。こちらについては適宜、その時々に応じて担当部署も入りながら、また相談に乗りな がら情報提供しながら対応してまいりたいと考えております。
- 〇吉田武司議長 熊谷議員。
- **○熊谷二郎議員** 6ページ、個人利用等、券売機で利用券を購入して入るということですが、 専用利用も含めて個人利用の場合それぞれに時間帯等で利用人数の制限というのはあるのでしょうか。最大限利用できる人数というのは。それ以上の人が来た場合には、どういうふうな対応になっていくのか。
- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 やはりプール施設、水を扱う事業になりますので、何か利用者に対して事故があっては困ります。その場合、1コースについては10名程度を想定していただいております。また、プール運営管理者、各地で行っている業者なので、どうするかというのは確認しました。また、7コースございますので、単純に70人、それ以上のキャパを超えた場合、定数を超えた場合については、お待ちいただくしかないのかなと考えます。事故があってからでは遅いので、その前に事前に防ぐ形で対応してまいります。
- 〇吉田武司議長 熊谷議員。
- **〇熊谷二郎議員** その場合、来て今入れないんだということにならないように、事前に情報が 分かるようなシステムをやはり考えておくべきではないかと考えるんですが、その辺の対応は。
- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 団体利用の専用については予約システムで把握はできるのですが、 やはり個人利用については、その日に直接来ていただく部分がございますので、そのときに何 人入っているかというのは、なかなか周知、未然に確認することはできないと思います。

ただ、やはりホームページ等、現在満員とかそういう形の周知は市民の皆様に御連絡させて

いただければと考えておりますので、今後運営の中で、またティップネスも含めてPFI事業者と協議してまいりたいと考えております。

- 〇吉田武司議長 菅原議員。
- ○菅原満議員 今の利用制限があるのかどうかというところで、1コース10名程度で70名程度、それを超えた場合は待っていただく場合があるかもしれないということで、今後検討されていくと思うんですけれども、ロッカーの数だとか、子供さん連れで来ている場合だとか、いろいろな場合が想定されるかなと思うのですが、そうすると70人という場合は男女の割合だとかロッカーの利用状況だとか、そういったことも検討する際には加味されるんでしょうか。
- 〇吉田武司議長 寄口教育部長。
- ○寄口教育部長 70人と申し上げました。 7 レーンで70人ということですけれども、ティップネスのほうから、監視員が1コース当たりそれぐらいまでしか見ることができないという話があったので、70という数字を出したところですが、ほかにプールとかジャグジーとか、あと更衣室にいらっしゃる方もいますから、実際にはティップネスのほうで相当幾つものプールを運営しているわけですから、その中で協議していって、上限について、何かあっては困るので、そこについてはきちっと意識して運営していくように伝えていきたいと考えております。
- 〇吉田武司議長 富澤啓二議員。
- **○富澤啓二議員** 今年12月4日にオープンということですが、今コロナ禍の状況によって、オープンというのは影響は受けるのでしょうか。
- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 今後ワクチンの接種の中で、健康な方が多く出てこられれば非常 に助かるんですが、12月4日、オープンに向けて、そのときの状況によりますが、コロナ禍の 状況を注視しながら、運営のほうは行ってまいりたいと思います。

まずは利用者の皆様の安全が第一だと考えておりますし、また施設を運営管理する職員の皆様も安全確保をしなければなりません。まずは市民の皆様の健康第一で考えてまいりたいと思います。

- 〇吉田武司議長 赤松議員。
- **○赤松祐造議員** 開館時間ですが、午前9時から午後9時、夏の一番多くの人、稼ぎ時というか、サマータイムですね、もっと早朝の7時、8時ぐらいから、普通ホテルなんかそうですよね、早朝からみんな泳ぐんですよね。そういうことも考えたら、夏の昼間は混まないわけですからね。そういうことも考えたらいかがでしょうか。
- **〇吉田武司議長** 高橋スポーツ青少年課長。
- ○高橋スポーツ青少年課長 開館時間、先ほどの児童センターも同じですが、市がこの施設をつくるに当たっての要求水準、またその業務契約の中で事業者も納得した上で、9時から21時の運営で設定させていただいております。確かに赤松議員のおっしゃるとおり、夏場は暑いので朝の水浴びすると気持ちがよくなると思います。また、温水プールなんで、冬も寒いから少

し温まっていこうという形になるかもしれませんが、こちらの利用については今現在、9時から21時で設定させていただきますが、今後の利用の運営形態で、できるものについては拡大させていただきたいとは思いますが、まずは事業の開始とともに利用者の利用状況のほう確認しながら進めてまいりたいと思います。

**〇吉田武司議長** ほかに質疑はございませんか。

[「なし」という声あり]

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午前10時45分 休憩)

再開します。(午前10時55分 再開)

次に、正副議長選出及び委員会並びに議会外構成各種委員の選出についてです。

ここで正副議長の選出についてお諮りします。

正副議長については、辞職願が出された場合、6月定例会の選挙で選任するところでございますが、私は5月の市長選挙に出馬表明していること、また待鳥副議長からは副議長職を辞職する旨を伺っております。

よって、正副議長の改選を行うこととなりますので、正副議長の立候補予定者から所信表明 を行いたいと思います。

休憩します。(午前10時57分 休憩)

再開します。(午前10時58分 再開)

初めに、議長に立候補する方の挙手をお願いします。

齊藤克己議員、では所信表明をお願いします。

- **〇齊藤克己議員** 齊藤克己でございます。今回、先ほど御推薦も頂戴いたしまして、私自身も和光市議会も和光市も、ちょうど変革期の時を迎えておりますし、その中でしっかりと経験を生かして二元代表制の下で議会としての権能をしっかり働かせていくような議会運営に努めさせていただければと思いますので、皆様方の御協力よろしくお願いいたします。
- **〇吉田武司議長** 以上で議長候補者の所信表明は終わりました。

休憩します。(午前10時59分 休憩)

再開します。(午前11時04分 再開)

次に、副議長に立候補される方の挙手を願います。

安保友博議員、赤松祐造議員。

初めに、安保友博議員、所信表明をお願いいたします。

○安保友博議員 このたび副議長に立候補させていただきたいと思います。期数は今2期目ということで、まだ大変若輩者ではありますけれども、今、文教厚生常任委員会と元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会の委員長を2つ仰せつかりまして、しっかりと取り組んでまいりました。さらに、この和光市の市政を前に進めていくために、しっかりと議長を補佐しまして、この議会を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇吉田武司議長** 続いて、赤松祐造議員、お願いします。
- ○赤松祐造議員 私も、もう10年超表彰されましたけれども、もっと議会に市民が接する、10年間ずっと傍聴者数がトップでございます。もっともっと議会に市民をつなげる、経験のある齊藤克己議員が2回やられた。それを補佐しながらやっていきたいと思います。そういう意味で立候補させていただきました。よろしくお願いします。
- **〇吉田武司議長** 以上で正副議長立候補者の所信表明は終了しました。

6月定例会での議長選挙に立候補を表明された議員は齊藤克己議員が議長として、副議長選挙に立候補を表明された議員は安保友博議員と赤松祐造議員となります。

次に、監査委員の選任に関して菅原議員から御意見を伺いますので、お願いいたします。 菅原議員。

**○菅原満議員** ありがとうございます。長く監査委員として務めさせていただいてまいりましたが、6月4日が6月議会開会予定日だったかと思いますので、6月3日付でここで退任をさせていただければと、退任を予定させていただければと思います。長くやってきておりますので、ここで引継ぎをさせていただいて、議員の中で経験をしていただければと思います。

これに当たりまして、大変恐縮でございますけれども、猪原議員をできれば後任としてお考えをいただければというふうに思います。

今現在、監査のほうも大きく変わってきております。監査基準等が定められてきております し、またDX、ICT関係、そういったようなものの技術的な関係もあるということで、さら に守秘義務が課されておりますので、そういった点で今後の監査業務ということで私のほうの お話をさせていただきました。大変時間をお取りいただきまして、ありがとうございます。

〇吉田武司議長 休憩します。(午前11時08分 休憩)

再開します。(午前11時09分 再開)

赤松議員。

- **〇赤松祐造議員** 過去の不祥事、非常に起きています。今後、新たな気持ちになって、若い猪原陽輔議員、推薦して監査の在り方に新たな形で取り組んでもらうことを期待して推薦いたします。
- **〇吉田武司議長** それでは、監査委員の推薦についてお諮りします。

ただいま菅原議員、また赤松議員の推薦が出されましたので、猪原議員の意思確認を行いますが、猪原議員いかがでしょうか。

猪原議員。

**〇猪原陽輔議員** ただいま、現在監査委員の菅原議員、そして赤松議員から御推薦いただきました。大変職責の重たいお仕事と認識しておりますが、ぜひお引き受けさせていただきたいと思います。

今、やはり監査に求められていることというのは非常に多い。そして、市民の皆様も注目されているようなところでございます。そういったところ、しっかりと責任を感じながら職責を

果たしてまいる所存でございます。何とぞ皆様お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。 また、引継ぎの際にはしっかり菅原議員のほうから引き継ぎまして、業務に支障のないよう に務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**〇吉田武司議長** それでは、監査委員につきましては猪原議員とすることに決定したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

異議ないと認め、猪原議員を監査委員とすることに決定したいと思います。

次に、議会運営委員会委員の選出について協議願います。

休憩します。(午前11時12分 休憩)

再開します。(午前11時14分 再開)

次に、常任委員会委員の選出について協議願います。

休憩します。(午前11時14分 休憩)

再開します。(午前11時26分 再開)

それでは、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の内定者について、事務局長に読み上げさせます。

○喜古議会事務局長 それでは、議会運営委員会のほうから御報告をいたします。

金井議員、富澤啓二議員、内山議員、鳥飼議員、待鳥議員、以上5名です。

続きまして、総務環境常任委員会の委員の報告をいたします。

鳥飼議員、安保議員、金井議員、猪原議員、伊藤議員、菅原議員、冨澤勝広議員、齊藤克己 議員、小嶋議員、以上9名になります。

続きまして、文教厚生常任委員会の議員の御報告をいたします。

赤松議員、熊谷議員、富澤啓二議員、待鳥議員、松永議員、萩原議員、齊藤誠議員、内山議員。

**〇吉田武司議長** それでは、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の内定については、ただいまの報告のとおり決定しました。

この決定のとおり、6月定例会初日において議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任 は、委員会条例第8条の規定に基づき議長が指名することとします。

次に、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩します。(午前11時28分 休憩)

再開します。(午前11時30分 再開)

議会運営委員会の正副委員長の内定者について、事務局長に読み上げさせます。

○喜古議会事務局長 報告します。

委員長に待鳥議員、副委員長に富澤啓二議員。

**〇吉田武司議長** 次に、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。(午前11時31分 休憩)

再開します。(午前11時40分 再開)

各常任委員会の正副委員長の内定者について、事務局長に読み上げさせます。

#### ○喜古議会事務局長 報告します。

総務環境常任委員会委員長に金井議員、副委員長に小嶋議員。文教厚生常任委員会の委員長に熊谷議員、副委員長に内山議員。

**〇吉田武司議長** 次に、議会外構成各種委員の選出について協議願います。

お手元に配付してあります議会外構成各種委員等資料に現在の委員名を記載しております。 議会外構成各種委員の選出について協議願います。

休憩します。(午前11時41分 休憩)

再開します。(午後 1時00分 再開)

引き続き、議会外構成委員の選出について協議を行います。

休憩します。(午後 1時00分 休憩)

再開します。(午後 1時12分 再開)

それでは、議会外各種構成委員の内定者について、事務局長に読み上げさせます。

#### ○喜古議会事務局長 報告します。

まず、朝霞地区一部事務組合議会のほうの4名ですが、待鳥議員、富澤啓二議員、鳥飼議員、 齊藤誠議員の4名です。

次に、都市計画審議会、4名です。熊谷委員、冨澤勝広議員、金井議員、松永議員。

続きまして、民生委員推薦会、萩原議員。

次に、青少年問題協議会、1名、小嶋議員。

朝霞和光資源循環組合、4名、内山議員、菅原議員、伊藤議員、赤松議員。

**〇吉田武司議長** 以上でよろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

今日現在の議会外構成各種委員の辞任手続については、6月定例会開会日の前日6月3日木曜日に辞任届を提出していただきますが、ただし、同じ委員に内定した場合は辞任手続は不要といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

以上で委員会及び議会外構成各種委員の選出についての協議は終了しました。

以上で本日の協議は全て終了しました。

なお、朝霞地区一部事務組合の議員に選出されました議員の皆様につきましては、7月2日 金曜日10時から第2回定例会がありますので、日程調整をお願いいたします。

また、内定者のうち2人に議会運営委員会委員になっていただきますので、話合いをしていただき、その結果を事務局まで報告してください。

その他、何かございますでしょうか。

冨澤議員。

- **○富澤勝広議員** 特別委員会の中に、今度、監査委員になられる猪原議員が入っているのですけれども、市の執行に関わることなので、それは大丈夫か、その確認です。
- **〇吉田武司議長** 猪原議員も代わらなければいけない。特別委員会のほうも猪原議員がどなたかと代わるということで。

菅原議員。

- **〇菅原満議員** 今ちょうどその話しをしていて、いずれにしろ構成が決まった後に、まだ監査 委員になっていないので、監査委員になった後に辞任願を出して処理していただくという手続 が一番きれいなのかなと思います。
- ○吉田武司議長 6月3日以降ですね。
- **○菅原満議員** 議案として出るとすれば6月4日に議案として処理されるので、それをもって 処理をしていただくのが一番いいのかなと思います。
- **〇吉田武司議長** 猪原議員の特別委員会のことについては、6月4日の議案の承認を得た後に 対応するということでよろしいですか。
- **○菅原満議員** 初日の日程の関係で、ちょっといろいろ動きがあるかもしれませんが、それは 御理解ください。
- **〇吉田武司議長** では、特別委員会の猪原議員の対応は、6月4日ということでよろしくお願いします。

その他、赤松議員から議会報告会、ユーチューブのことについて報告があります。 赤松議員。

○赤松祐造議員 議会報告会のユーチューブですけれども、まちづくり市民の会と1人会派の方3人で一応今日完成しました。それで、事務局にお渡ししていますので、ほぼ間違いはないと思いますけれども、文字上の間違いとか日にち間違いがあれば直します。それが終わったら公開していただくという形で、思った以上に最後の仕上げのところで萩原議員がいい感じで仕上げていますので、ぜひ楽しみにしてください。

今度は、できましたら順番からいきますと緑風会と共産党で次回の議会報告会をつくる、ユ ーチューブでやれば、お願いします。

**〇吉田武司議長** ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」という声あり]

なければ、それでは本日の記録につきましては、正副議長に一任願います。 これにて全員協議会を閉会します。

午後 1時18分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光